

平成 26 年 9 月

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

26 監査第 80 号  
平成 26 年 9 月 5 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	西 川 洋 二
同	青 山 學
同	後 藤 貞 明
同	深 谷 勝 彦
同	渡 会 克 明

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき  
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審  
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

# 目 次

	頁
<b>第 1 健全化判断比率の審査</b> .....	1
1 審査の方法.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
<b>第 2 資金不足比率の審査</b> .....	8
1 審査の方法.....	8
2 資金不足比率の概要.....	8
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業).....	9
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業).....	9
3 審査の結果.....	9
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	10

# 第1 健全化判断比率の審査

## 1 審査の方法

知事から提出された、平成25年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか

(2) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

## 2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満である。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—) %	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	15.5 (15.5)	25	35
将来負担比率	232.7 (244.5)	400	

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。

2 ( )は前年度の比率を示す。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率に係るそれぞれの比率の詳細は、以下のとおりである。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① □ 一般会計	5,388,721	2,292,149,796	2,281,332,054	5,429,021
② 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計	1,066,067	744,418,496	737,804,554	5,547,875
・ 公債管理特別会計	0	689,060,584	689,060,584	0
・ 証紙特別会計	283,780	23,267,186	22,983,406	0
・ 母子寡婦福祉資金特別会計	0	163,759	63,565	100,194
・ 中小企業近代化資金特別会計	0	10,534,872	5,303,368	5,231,504
・ 就農支援資金特別会計	0	658,480	624,148	34,332
・ 県有林野特別会計	262,246	956,820	694,574	0
・ 林業改善資金特別会計	0	185,001	22,148	162,853
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	112,371	93,379	18,992
・ 県営住宅管理事業特別会計	520,041	19,479,423	18,959,382	0
③ 一般会計等に係る実質収支額 (①+②)	6,454,788	3,036,568,292	3,019,136,608	10,976,896
④ 標準財政規模	1,307,191,206			
<b>実質赤字比率</b> (③/④)	—			%
(前年度の比率)				% (—)

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。

2 標準財政規模は、一般財源の標準規模を示すものであるが、健全化判断比率の審査に用いる標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

3 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る会計以外の9の特別会計をいう。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
① 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	千円 39,398,420	千円 160,846,310	千円 121,447,890
・ 県立病院事業会計	3,759,172	6,610,452	2,851,280
・ 水道事業会計	14,137,207	19,730,400	5,593,193
・ 工業用水道事業会計	6,637,472	7,743,432	1,105,960
・ 用地造成事業会計	14,864,569	126,762,026	111,897,457

(注) 用地造成事業会計の(B)流動負債等の額には、土地造成等経費に係る企業債残高106,340,000千円を含んでいる。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	千円 5,867,230	千円 39,336,643	千円 33,072,379	千円 397,034
・ 港湾整備事業特別会計	67,524	1,884,305	1,816,681	100
・ 流域下水道事業特別会計	5,799,706	37,452,338	31,255,698	396,934
③ 一般会計等に係る実質収支額	6,454,788			
④ 連結実質収支額 (①+②+③)	51,720,438			
⑤ 標準財政規模	1,307,191,206			
<b>連結実質赤字比率 (④/⑤)</b>	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 15.5%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
	千円	千円	千円
① 〇県債の元利償還金	224,476,180	231,146,102	226,526,098
② 準元利償還金	142,184,782	131,845,356	125,093,654
③ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	199,865,735	188,685,692	180,190,630
④ 標準財政規模	1,307,191,206	1,298,578,783	1,269,819,027
実質公債費比率(単年度) (①+②-③) / (④-③)	15.1 %	15.7 %	15.7 %
<b>実質公債費比率(過去 3 か年平均)</b>	<b>15.5 %</b>	<b>15.5 %</b>	<b>14.9 %</b>

(注) 3か年平均は、単年度比率の合計値を3で除した上で小数点第2位以下を切り捨てることとされているが、ここでの単年度比率は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、その計算結果が3か年平均と一致しないことがある。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は 232.7%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

将来負担額の大半は、一般会計等に係る県債の現在高及び退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	6,248,167,748	73,278,462
ア 一般会計等に係る県債の現在高	5,308,571,920	162,022,630
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	192,407,337	Δ15,742,405
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	80,068,900	Δ5,301,099
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	36,582,611	Δ1,858,356
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	579,891,851	Δ54,719,071
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	48,396,366	Δ10,958,703



(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0
(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0
(エ) 第三セクター等	31,355,484	Δ17,661,568
(オ) 制度融資等	17,040,882	6,702,865
キ 連結実質赤字額	0	0
ク 愛知県競馬組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	2,248,763	Δ164,534
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	593,248,855	67,819,079
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	93,835,312	Δ9,375,620
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,983,502,210	151,989,046
⑤ 標準財政規模	1,307,191,206	8,612,423
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	199,865,735	11,180,043
<b>将来負担比率</b> (①－②－③－④)／(⑤－⑥)	<b>232.7</b>	<b>Δ11.8</b>
(前年度の比率)	(244.5)	

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	5,429,679	Δ1,275,742
国営土地改良事業負担金	9,225,306	Δ3,462,491
水資源機構営事業負担金	116,530,150	Δ6,245,997
公共用地先行取得契約	21,157,391	Δ3,715,634
道路事業用地購入	38,230,065	Δ395,353
河川事業用地購入	982,540	Δ193,577
私立学校施設設備整備費借入金償還補助	380,466	Δ358,353

教職員福利厚生施設建設資金借入金償還補助	471,740	△95,258
合計	192,407,337	△15,742,405

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	13,545,382	△1,215,156
水道事業会計	1,882,836	△1,533,567
工業用水道事業会計	2,380,302	△737,389
港湾整備事業特別会計	2,649,330	396,434
流域下水道事業特別会計	59,611,050	△2,211,421
合計	80,068,900	△5,301,099

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
愛知高速交通株式会社	8,313,000	70	5,819,100	△656,600
一般財団法人愛知県私学振興事業財団	14,509,818	90	13,058,836	△3,911,381
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	31,050,000	30	9,315,000	△310,500
愛知県住宅供給公社	31,625,476	10	3,162,548	△261,917
一般社団法人愛知県農林公社	—	—	0	△12,521,170
合計			31,355,484	△17,661,568

(注)1 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定、又は、法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

2 一般社団法人愛知県農林公社は民事再生手続中である。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	6,121,324	4,002,399
減債基金	530,081,132	51,858,612

社会資本整備等推進基金	13,785,510	9,880,572
国際交流事業推進基金	2,237,929	△24,841
美術品等取得基金	1,437,149	△37,513
文化振興基金	10,391,795	101,832
環境保全基金	810,300	0
産業廃棄物適正処理基金	786,090	△91,596
福祉推進整備基金	7,564,132	4,714
地域福祉基金	9,000,000	0
介護保険事業推進基金	193,805	△21,580
科学技術振興基金	2,500,000	0
愛知万博基本理念継承発展基金	222,500	△40,024
産業空洞化対策減税基金	7,168,573	3,038,912
中山間ふるさと・水と土保全基金	440,000	0
あいち森と緑づくり基金	508,616	△852,408
合計	593,248,855	67,819,079

### 3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算出過程に誤りはなく、算定の結果が早期健全化基準未満であることを認めた。

実質公債費比率は、平成 25 年度単年度では、公債費が増加したものの、臨時財政対策債等に係る地方交付税算入額がそれを上回って増加したことにより、県債の元利償還金等が減少したことを主な要因として、前年度に比べて低下した。しかし、3 か年平均では依然として同じ比率にとどまっており、県債残高の累増から公債費が年々増加する傾向にあるため、今後、公債費の抑制に留意する必要がある。

一方、将来負担比率は、職員の退職手当の支給予定額の減少、地方交付税算入見込額及び充当可能基金の増加を主な要因として前年度に比べて低下しているが、なお高い水準にとどまっており、また、平成 25 年度に引き続き平成 26 年度も減債基金の取崩しが予定されていることから、今後の推移が懸念される。

したがって、今後とも、愛知県第五次行革大綱の取組を着実に実施するとともに、平成 26 年度に策定される次期行革大綱を通じて、行財政の効率化を図り、財政の健全化に努められるよう要望する。

## 第2 資金不足比率の審査

### 1 審査の方法

知事から提出された、平成25年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか
- (2) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

### 2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、算定されない。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
県立病院事業会計	— (—)	0	25,995,142
水道事業会計	— (—)	0	29,101,531
工業用水道事業会計	— (—)	0	13,101,025
用地造成事業会計	— (—)	0	225,321,430
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,007,296
流域下水道事業特別会計	— (—)	0	9,999,473

- (注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。  
2 ( )は前年度の比率を示す。  
3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあつては資本及び負債の額)である。  
4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

### (1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) - (D))	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	6,610,452	2,851,280	0	—
水道事業会計	0	19,730,400	5,593,193	0	—
工業用水道事業会計	0	7,743,432	1,105,960	0	—
用地造成事業会計	0	126,762,026	5,557,457	0	—

- (注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。  
2 解消可能資金不足額(D)は、 $(B) + (C) - (A) > 0$  である場合に算入する。

### (2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) - (E))	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	1,884,305	1,816,681	100	0	—
流域下水道事 業特別会計	0	37,452,338	31,255,698	396,934	0	—

- (注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。  
2 解消可能資金不足額(E)は、 $(B) + (C) + (D) - (A) > 0$  である場合に算入する。

## 3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、資金不足比率の算出過程に誤りはなく、算定の結果が経営健全化基準未満であることを認めた。

## (参 考)

### 地方財政健全化法の各比率の対象範囲



